

福岡市公報

令和7年1月9日 第7112号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次
監査委員

ページ

○措置報告公表（監査公表第1号）	1
○措置報告公表（監査公表第2号）	20
○外部監査措置報告公表（外部監査公表第1号）	21

監査委員

7 監査公表第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年11月5日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月9日

福岡市監査委員	阿部 真之助
同	高木 勝利
同	水町 博之
同	千々松 英樹

1 監査報告と措置の件数

6 監査公表第3号（令和6年5月23日付 福岡市公報第7054号（別冊）公表）分
…34件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(事務監査)

1 局別監査

(1) 保健医療局

監査の結果	措置の状況
委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの	委託料等の支払いに長期日数を要していたものについては、令和6年4月に作成し

給付の対価は、履行完了確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、令和元年度「定期予防接種（肺炎球菌）委託料（7月～9月分）」外2件、同4年度「MSM向けエイズ予防啓発業務委託」及び同5年度「特別管理産業廃棄物処理委託（4月～6月分）」に係る委託料、同元年度「高齢者インフルエンザ予防接種申込書」に係る印刷消耗品費並びに同2年度「お菓子の詰め合わせセット団体用」に係る報償費の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。

速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(保健予防課)

た支出管理簿をもとに複数の職員で支出管理を行うとともに、管理監督者が財務会計システム上で支払状況を定期的に確認することとしており、再発防止を図っている。

また、指摘内容について課内で共有するとともに、令和6年6月に適切な事務処理に向けた課内研修を実施した。

(2) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
委託契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの 委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に事務処理を行わなければならない。本市では清掃業務委託契約等において最低制限価格を設け、その価格を事前公表するものとしている。しかしながら、「令和4年度 博多区公園便所清掃業務委託」において、予定価格及び最低制限価格を事前公表して指名競争入札を執行した際に、最低制限価格を誤って低く設定し、その額で入札した者と契約を締結していた。 契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、最低制限価格の意義を十分に認識し、慎重かつ公正に事務処理を行わ	最低制限価格の設定については、令和6年4月に、福岡市契約事務規則等に則り、契約事務チェックシートを作成し、入札執行何に添付した上で決裁時のチェックを実施し、再発防止を図っている。 また、指摘内容について課内で共有するとともに、令和6年6月に適切な事務処理に向けた課内研修を実施した。

りたい。 (総務課)	
--------------------------	--

(3) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 給付の対価は、履行完了確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。しかしながら、「令和4年度福岡市西区放置自転車対策業務委託4月分」外4件に係る委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要していた。 速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。 (管理調整課)	支出事務については、経理担当係及び管理監督者の個々が保有していたチェックリストを、令和6年3月から、自転車対策係の係長及び会計年度任用職員を含め、全職員が確認できるよう自転車対策係長席横のキャビネットに掲示し、「見える化」を図っている。 上記チェックリストに示す課内の処理期限までに、支出決裁がなされない場合は、課長が事務処理を促し、未然防止を図っている。 また、管理監督者が財務会計システム上で支払状況を定期的に確認することとしている。 さらに、令和6年3月から、管理監督者による、請求日、支払い日等を確認する「支払い確認会議」も併せて行っている。

(工事監査)

1 局別監査

(1) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(ア) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの A 設計変更を適正に行うべきもの 〔重点事項〕 南市民センター大規模改修その他空調設備工事〔総合評価〕[No.12] (契約金額3億666万1,300円) 本工事は市民センターの大規模改修等に伴う空調設備工事である。 設計変更において、当初設計で計上	今回の指摘内容については、令和6年6月の課内研修の実施による自己チェックの強化を図るとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。 (コミュニティ施設整備課) 今回の指摘内容を令和6年4月の課内会議にて周知するとともに、同会議内にて設計変更ガイドラインに基づいた手続きをとるように課内共有を実施し、再発防止に努

していなかったとして、空調機器等に対する総合調整費を併せて増額していたが、設計変更の対象外であるにもかかわらず契約変更を行ったことは不適切であった。 今後は、適正な設計変更にも努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局設備課関連)	めている。 (財政局設備課)
B 設計変更を適正に行うべきもの 〔重点事項〕 南市民センター大規模改修その他空調設備工事〔総合評価〕〔No.12〕 (契約金額3億666万1,300円) 本工事は市民センターの大規模改修に伴う空調設備工事である。 音楽・演劇練習場の練習室において、施工中の受発注者間の協議により、発注者は騒音許容値について設計図書への明示が不足していることを認めていた。 そのため、受注者は必要となる消音器の仕様変更や追加を行ったが、設計変更ガイドラインによる設計変更を行っていなかった。 今後は、適正な設計変更にも努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局設備課関連)	今回の指摘内容については、令和6年6月の課内研修の実施による自己チェックの強化を図るとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して、再発防止に努めている。 (コミュニティ施設整備課) 今回の指摘内容を令和6年4月の課内会議にて周知するとともに、同会議内にて設計変更ガイドラインに基づいた手続きをとるように課内共有を実施し、再発防止に努めている。 (財政局設備課)
C 設計変更を適正に行うべきもの 〔重点事項〕 総合西市民プール大規模改修工事〔総合評価〕〔No.7〕 (契約金額8億3,932万2,000円) 本工事は市民プールを大規模改修する工事である。 金属製建具工事及び内装工事において、工事着手後に受注者と協議し、施	今回の指摘内容については、令和6年5月の課内会議で共有し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して再発防止に努めている。 (スポーツ施設課) 今回の指摘内容を、令和6年5月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を

工範囲や仕様等について変更を行っているが、設計変更ガイドラインによる設計変更を行っていなかった。 今後は、適正な設計変更に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局施設建設課関連)	行うとともに、設計変更ガイドラインの課内共有を実施し、再発防止に努めている。 (財政局施設建設課)
(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの A 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 南市民センター大規模改修その他空調設備工事〔総合評価〕[No.12] (契約金額3億666万1,300円) 本工事は市民センターの大規模改修等に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の積算において、全熱交換器の見積りの比較方法及び見積書から見積比較表への転記が誤っていた。 空調機について「公共建築工事標準単価積算基準」により機器が防振基礎の場合は据付費を割増しする必要があるが、誤って割増ししていなかった。また、搬入費の算出において台数を誤って計上していた。 消音器について、見積りした機器の寸法が誤っていた。また、個数を誤って計上していた。さらに、据付費を誤って計上していなかった。 空調機器等に対する総合調整費を計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 空調機について、誤った仕様の見積りを採用した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局設備課関連)	今回の指摘内容については、令和6年6月の課内研修の実施による自己チェックの強化を図るとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して再発防止に努めている。 (コミュニティ施設整備課) 今回の措置内容を令和6年4月の課内会議にて周知し、再発防止に努めている。 また、令和2年1月に定めた「設計・積算業務の精度向上の取組み」を令和6年7月に改訂し、課内研修を同月に実施した。 (財政局設備課)

B 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 早良公民館内部改修空調設備工事 [No.11] (契約金額3,828万7,700円) 本工事は公民館の内部改修に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の積算において、全熱交換器のスイッチを誤って計上していなかった。 また、レンジフードファンの排気ダクトにおける断熱工事の単価適用が誤っていた。 さらに、既存ダクト撤去に伴うアスベスト含有材の撤去工事の見積りに対して、誤った査定率を適用していた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局設備課関連)	今回の指摘内容については、令和6年6月の課内研修の実施による自己チェックの強化を図るとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して再発防止に努めている。 (コミュニティ施設整備課) 今回の措置内容を令和6年4月の課内会議にて周知し、再発防止に努めている。 また、令和2年1月に定めた「設計・積算業務の精度向上の取組み」を令和6年7月に改訂し、課内研修を同月に実施した。 (財政局設備課)
C 共通費の算定及び共通仮設費他の積算を適正に行うべきもの 南市民センター大規模改修その他工事 [総合評価] [No.5] (契約金額14億249万7,800円) 本工事は市民センターの大規模改修及び増築を行う工事である。 共通費の算定において、新営工事と改修工事を一括発注する場合は、共通仮設費と現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定することとされているが、設計変更時に全て新営工事で算定していた。 共通仮設費の積算において、交通誘導警備員の下請経費(専門業者の諸経費)を重複して計上していた。 金属製建具工事及びアスベスト撤去の一部の積算において、積算額内訳書	今回の指摘内容については、令和6年6月の課内研修の実施による自己チェックの強化を図るとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して再発防止に努めている。 (コミュニティ施設整備課) 今回の指摘内容を、令和6年5月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うとともに、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。 (財政局施設建設課)

の数量の入力を誤っていた。 ユニット工事及び外構工事の一部において、見積採用価格の決定にあたり誤った査定率を適用していた。その結果、過大な積算となっていた。 産業廃棄物運搬の積算において、積算額内訳書の単価の入力を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局施設建設課関連)	
D 遊戯施設工の積算を適正に行うべきもの 西町公園整備工事 [No.2] (契約金額6,049万6,700円) 本工事は公民館・老人いこいの家改築事業に伴う公園整備工事である。 遊戯施設工の積算において、クライミング遊具の設置について見積りを徴収して積算を行っていたが、見積単価を採用する際に誤った単価を採用した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (コミュニティ施設整備課、財政局施設建設課関連)	今回の指摘内容については、令和6年6月の課内研修の実施による自己チェックの強化を図るとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して再発防止に努めている。 (コミュニティ施設整備課) 今回の指摘内容を、令和6年5月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うとともに、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。 (財政局施設建設課)
E 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 総合西市民プール大規模改修空調設備工事 [総合評価] [No.15] (契約金額4億9,992万8,000円) 本工事は市民プールの大規模改修に伴う空調設備工事である。 空調設備工事の積算において、一部の機器について製造メーカーの工場から現地までの輸送費を誤って計上していなかった。 また、一部の機器について据付費を	今回の指摘内容については、令和6年5月の課内会議で共有し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して再発防止に努めている。 (スポーツ施設課) 今回の措置内容を令和6年4月の課内会議にて周知し、再発防止に努めている。 なお、令和2年1月に定めた「設計・積算業務の精度向上の取組み」を令和6年7月に改訂し、課内研修を同月に実施した。 (財政局設備課)

誤って計上していなかった。 さらに、空調機器に対する総合調整費を計上する必要があるにもかかわらず、誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局設備課関連)	
F ユニット及びその他工事の積算を適正に行うべきもの 総合西市民プール大規模改修工〔総合評価〕[No.7] (契約金額8億3,932万2,000円) 本工事は市民プールを大規模改修する工事である。 ユニット及びその他工事の一部(タラップ)について、積算額内訳書に誤って計上した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局施設建設課関連)	今回の指摘内容については、令和6年5月の課内会議で共有し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して再発防止に努めている。 (スポーツ施設課) 今回の指摘内容を、令和6年5月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うとともに、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。 (財政局施設建設課)
G 構造物撤去工の積算を適正に行うべきもの 総合西市民プール駐車場整備工〔No.3〕 (契約金額3,407万9,100円) 本工事は市民プールの駐車場整備工事である。 構造物撤去工の積算において、インターロッキングブロックの撤去工を計上していたが、同施工単価は撤去費のみの単価となっており、別途積込費を計上する必要があるにもかかわらず、計上しなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。	今回の指摘内容については、令和6年5月の課内会議で共有し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して再発防止に努めている。 (スポーツ施設課) 今回の指摘内容を令和6年5月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うとともに、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。 (財政局施設建設課)

(スポーツ施設課、財政局施設建設課関連)	
H 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策費用の積算を適正に行うべきもの 市民体育館第2工区解体工事〔総合評価〕〔No.8〕 (契約金額3億7,258万6,500円) 本工事は市民体育館を解体する工事である。 設計変更の積算において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の費用を計上する必要があったが、建築工事共通費算定表の計算式を誤り計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局施設建設課関連)	今回の指摘内容については、令和6年5月の課内会議で共有し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局施設建設課と連携して再発防止に努めている。 (スポーツ施設課) 今回の指摘内容を、令和6年5月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うとともに、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。 (財政局施設建設課)
I 衛生設備工事の積算を適正に行うべきもの 市民体育館改修衛生設備工事〔No.17〕 (契約金額6,111万6,000円) 本工事は市民体育館の改修に伴う衛生設備工事である。 衛生設備工事の積算において、屋内消火栓ポンプの見積りに対して、誤った査定率を適用していた。 また、屋外給水設備工事におけるアスファルト舗装復旧工事の単価適用が誤っていた。 さらに、屋外給水、排水及び消火設備工事における土工事について、土量の算出が誤っていた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (スポーツ施設課、財政局設備課関連)	今回の指摘内容については、令和6年5月の課内研修で共有し、注意喚起を行うとともに、設計・工事を依頼している財政局設備課と連携して再発防止に努めている。 (スポーツ施設課) 今回の措置内容を令和6年4月の課内会議にて周知し、再発防止に努めている。 なお、令和2年1月に定めた「設計・積算業務の精度向上の取組み」を令和6年7月に改訂し、課内研修を同月に実施した。 (財政局設備課)

(2) 農林水産局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費、共通仮設費及び金属製建具工事の積算を適正に行うべきもの 鮮魚市場西卸売場棟改修工事〔総合評価〕[No.8] (契約金額2億7,819万円) 本工事は市場施設を改修する工事である。 共通費の算定において、建築工事諸経費算定表の計算式を誤った結果、過小な積算となっていた。 また、共通仮設費（パネルゲート及び仮囲いの一部）において採用単価を誤った結果、過大な積算となっていた。 さらに、金属製建具工事の一部において、見積りから単価を採用するにあたり、見積比較表から積算額内訳書に転記する際の入力を行った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (課長（市場整備担当）)	積算の適正化については、令和6年6月に指摘内容を課内研修で共有し、工事発注のスケジュール管理を確実にし、精査時間を十分に確保することやチェックリストを活用することなど、再発防止を図っている。

(3) 住宅都市局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(ア) 計画において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 土壤汚染対策法を遵守すべきもの 市営ニュー堅粕住宅1・3棟解体工事〔総合評価〕[No.7] (契約金額10億2,590万2,900円) 本工事は市営住宅を解体する工事である。 土壤汚染対策法第4条では、対象となる土地の面積が環境省令で定める規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更を	令和6年5月の課内会議において、指摘事項を周知徹底するとともに、土壤汚染対策法の手続きに関する局内研修を令和6年5月に課内全職員が受講した。 また、チェックリストによる手続き状況の確認を徹底するとともに、疑義が生じた案件に関しては、制度所管課へ問い合わせることを課内にて共有した。

しようとする者は、あらかじめ福岡市長に届け出なければならないことになっている。 本工事については、解体対象物の建築面積により判断し届出の必要がないものとしていたが、アスファルト舗装の撤去部分等も含めて土地の形質の変更を行う面積が3,000㎡以上であるため届出を行うべきであった。 今後は、適正な手続きに努められたい。 (住宅建設課)	
(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費、排水設備工事及び消火設備工事の積算を適正に行うべきもの 令和元年度市営弥永住宅（その2地区）管工事〔総合評価〕[No.13] （契約金額1億562万3,100円） 本工事は市営住宅の新築に伴う管工事である。 共通費の算定において、誤った工期を適用していた。 また、排水設備工事の積算において、洋風大便器から汚水立管へ接続する排水管を重複して計上していた。 その結果、過大な積算となっていた。 消火設備工事の積算において、消火配管の単価適用が誤っていた結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (住宅建設課)	令和6年5月の課内会議において、指摘事項の課内周知を行った。 また、見落としやすい積算項目をリスト化するとともに、チェックしやすい経費計算シートへの改訂を行った。 さらに、職員の専門知識向上のため、庁内の技術職研修への積極的な参加に組織として取組んでいる。

(4) 東区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの	設計及び精査時におけるチェックの徹底を図るため、令和6年5月にチェックリス

土留工の積算を適正に行うべきもの 宮松第14雨水幹線改築工事〔総合評価〕 [No.9] (契約金額2億3,372万1,400円) 本工事は道路拡幅に伴い、開水路をボックスカルバートに改築することを目的とした水路改築工事である。 土留工の積算において、鋼矢板購入価格の単価を誤って積算していた。 また、鋼矢板撤去部分のスクラップ費用において、計上する必要があるにもかかわらず誤って計上していた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)	トに具体的な留意事項を追記する見直しを行い、再発防止を図っている。 また、適正な設計を行うよう、設計者・精査者に関わらず令和6年6月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。
--	---

(5) 博多区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの (7) 諸経費等の算定を適正に行うべきもの 博多駅筑紫口駅前広場再整備工事〔総合評価〕[No.2] (契約金額3億5,252万9,100円) 本工事は博多駅筑紫口の駅前広場再整備工事である。 「土木工事標準積算基準書」によると、仮囲いの運搬費は共通仮設費率に含まれているにもかかわらず、誤って別途仮囲いの運搬費を計上していた。 また、諸経費等を含む見積単価を採用していた下水道移設ルート検討費用について、諸経費等を対象外とすべきところ、誤って諸経費等の対象としていた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)	今回の指摘内容について令和6年6月に所属内の研修を行った際に、設計書作成時の「土木工事標準積算基準書」確認について徹底するよう周知した。 また、研修を行った翌日以降の設計書精査について、精査者の経験不足による確認ミスを防ぐため、経験豊かな総括主任以上の職員で精査を行うようにし、再発防止を図っている。

(イ) 見積採用価格の端数処理を適正に行うべきもの 博多駅筑紫口駅前広場シェルター新設工事〔総合評価〕〔No.8〕 (契約金額3億4,224万3,000円) 本工事は駅前広場のシェルターを新設する工事である。 積算において、専門工事業者から見積りを徴取し採用価格を決定していたが、一部の採用価格の端数処理を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課、財政局施設建設課関連)	今回の指摘内容について令和6年6月に所属内の研修を行った際に、見積りを採用した設計書作成時において「積算の手引き」の確認を徹底するよう周知した。 また、研修を行った翌日以降の設計書精査について、精査者の経験不足による確認ミスを防ぐため、経験豊かな総括主任以上の職員で精査を行うようにし、再発防止を図っている。 (地域整備課) 今回の指摘内容を令和6年5月の課内会議で共有し、設計・積算業務の精度向上の取組みとして、再発防止に向けた研修を行うとともに、係長・精査係長によるトリプルチェック、間違いやすいポイントの課内共有などを実施し、再発防止に努めている。 (財政局施設建設課)
--	---

(6) 南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの (ア) 路面覆工（仮設工）の積算を適正に行うべきもの 市道大橋駅前1号線電線共同溝整備工事（その3）〔総合評価〕〔No.3〕 (契約金額1億5,984万1,000円) 本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。 路面覆工の積算において、覆工板の設置及び撤去に要する費用として、仮設材設置（覆工板・受桁）工の施工単価を適用し、施工数量については、工事中の延べ設置・撤去面積を計上している。 しかしながら、同施工単価は覆工板及び受桁等の設置、撤去に要するすべての費用が含まれていることから、工事中の	設計及び精査時におけるチェックの徹底を図るため、令和6年6月にチェックリストの見直しを行い、再発防止を図っている。 また、路面覆工（仮設工）の積算については、適正な積算を行うよう令和6年6月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。

覆工板のみの開閉作業にかかる費用については、別途積算を行う必要があるが、開閉作業を含む全ての施工数量（延べ面積）で積算を行った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)	
(イ) 共通仮設費、交通誘導警備員及び舗装工の積算を適正に行うべきもの 主要地方道福岡筑紫野線井尻歩道橋補修工事〔No.6〕 (契約金額1億1,221万1,000円) 本工事は歩道橋の塗替え塗装等を行う補修工事である。 土木工事標準積算基準書で共通仮設費に計上する粉塵作業の予防に要する費用のうち、ばく露防止対策費については仮設工（直接工事費）に計上するようになっているが、誤って共通仮設費に計上した結果、過小な積算となっていた。 また、交通誘導警備員の積算において、作業日数の算定を誤り、さらに、舗装工（樹脂モルタル舗装工）の積算においては、積算条件の適用を誤った結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)	設計及び精査時におけるチェックの徹底を図るため、令和6年6月にチェックリストの見直しを行い、再発防止を図っている。 また、共通仮設費、交通誘導警備員及び舗装工の積算については、適正な積算を行うよう令和6年6月に課内研修を実施し、周知徹底を図った。

(7) 城南区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(7) 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 設計変更を適正に行うべきもの〔重点事項〕 清水干線電線共同溝整備工事（その1）〔No.1〕	令和6年6月に指摘内容を周知するとともに、「誤りやすい事例集」等を参考に再発防止に向けた研修を実施した。 また、上記研修とあわせて、施工管理の手引き等で管理基準の再確認を行い、設計・積算の実務能力向上を図った。

(契約金額 1 億1,767万4,700円) 本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。 薬液注入工法を採用した建設工事においては、工事着手前、工事中及び工事終了後に薬液注入箇所周辺の地下水等の水質を監視するために水質試験を行う必要がある、「薬液注入工法による建設工事に関する暫定指針」に基づき採水を行う費用として採水工を計上し、工事中の採水回数は毎日行うものとして積算を行っていた。そのため、採水回数に変更が生じた場合には設計変更を行う必要がある。 しかしながら、施工に要する日数が設計で想定していた施工日数より短縮され採水回数に変更になったにもかかわらず、設計変更ガイドラインによる設計変更を行っていなかった。 今後は、適正な設計変更に努められたい。 (地域整備課)	さらに、精査や確認の期間を十分確保するために、時間に余裕を持った起工を徹底することで再発防止を図っている。
(イ) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 仮設工の積算を適正に行うべきもの 清水干限線電線共同溝整備工事（その1）[No.1] (契約金額 1 億1,767万4,700円) 本工事は無電柱化を目的とした電線共同溝の整備工事である。 仮設工の積算において、土留工に使用する鋼矢板 1 本もののうち、一部を撤去しないで埋設するものとして、鋼矢板の購入費及びガス切断工を計上していたが、購入価格の採用単価を誤った結果、過大な積算となり、ガス切断箇所の数量を誤って算出した結果、過小な積算となっていた。	令和 6 年 6 月に指摘内容を周知するとともに、「誤りやすい事例集」等を参考に再発防止に向けた研修を実施した。 また、監査事務局で作成した「誤りを防ぐためのチェックポイント」をベースに、今回の指摘に関する事項を追加し、課内で共有した。 さらに、精査や確認の期間を十分確保するために、時間に余裕を持った起工を徹底することで再発防止を図っている。

また、仮設材（切梁・腹起し）の賃料が未計上となっていた結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。
(地域整備課)

(8) 早良区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(7) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの A 諸経費等の算定を適正に行うべきものの 令和4年度星の原団地1081号線外道路改良工事 [No.3] (契約金額5,596万2,500円) 本工事は歩道の拡幅及び段差解消を目的とした道路改良工事である。 諸経費等の算定において、施工地域補正区分の適用を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (地域整備課)	同様の誤りが起こらないよう、既存の設計及び精査時のチェックリストを改定し、再発防止を図っている。 また、指摘を受けた内容について、令和6年5月に課内研修を実施し、所属職員への周知を行った。
B 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 早良区保健福祉センター空調設備更新工事 [No.6] (契約金額5,378万7,690円) 本工事は保健福祉センターの空調設備を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、空調機器の分割搬入に伴う組立費、空調機器の一部の部材、集中リモコンの設定費及び一部のダクトに対する保温工事を誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。 空調機器について、誤った仕様の見	今回の指摘内容については、令和6年7月に課内研修で所属職員へ周知し、自己チェックの強化を図るとともに、積算を行う際は、財政局等専門部署に確認しながら進めるなど、再発防止に努めている。 (健康課) 今回の措置内容を令和6年4月の課内会議にて周知し、再発防止に努めている。 なお、令和2年1月に定めた「設計・積算業務の精度向上の取組み」を令和6年7月に改訂し、課内研修を同月に実施した。 (財政局設備課)

積りを採用した結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (健康課、財政局設備課関連)	
(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 委託料の積算を適正に行うべきもの 早良保健所庁舎清掃・空調管理及び受付収納等業務委託 [No.7] (契約金額1,342万円) 本委託は保健所の庁舎清掃や空調管理等を行う業務委託である。 委託料の算定において、施設全体の日常点検や運転監視の業務を行う常駐管理者にかかる費用を計上しているにもかかわらず、照明器具や空調設備に関する日常点検や運転監視の業務にかかる費用を重複して計上していた結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (健康課)	今回の指摘内容については、令和6年7月に課内研修で所属職員へ周知し、自己チェックの強化を図るとともに、積算を行う際は、財政局等専門部署に確認しながら進めるなど、再発防止に努めている。

(9) 西区役所

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 足場工の積算を適正に行うべきもの 市道草場線道路改良工事(その4) [No.1] (契約金額1億3,277万1,100円) 本工事は道路の拡幅整備を行う改良工事である。 足場工の積算において、直接工事費に計上すべきところ誤って共通仮設費に計上した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (土木第2課)	足場工の適正な積算について、「チェックリスト(設計・積算)」に新たに当該項目を追記し、再発防止を図っている。 また、令和6年4月に課内研修にて、職員への周知徹底を行った。

(10) 水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(7) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの A 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの 水道技術研修所空調設備更新工事 [No.18] (契約金額2,460万4,470円) 本工事は研修所の空調設備を更新する工事である。 空調設備工事の積算において、1社のみからの見積り徴収のときは査定価格をさらに低減する必要があるが、一部の全熱交換器の見積り徴収は1社のみにもかかわらず、誤って査定価格をさらに低減していなかった。また、空調機撤去に伴う冷媒フロン破壊処理にかかる運搬費の単価適用が誤っていた。 その結果、過大な積算となっていた。 積算においては最新の単価や査定率を適用する必要があるが、誤って最新でない単価や査定率を適用して積算していた。また、空調機のリモコンを誤って計上していなかった。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (技術管理課、設備課関連)	設計書作成時に使用するチェックリストについて令和6年5月に改訂を行い、チェック体制を強化することで再発防止を図っている。 また、指摘内容については、再発防止のため、令和6年6月に課内研修を実施し、所属職員へ周知徹底を図った。次年度以降も今回の事例や監査の指摘事例等を題材とした課内研修を定期的実施する。
B 土工、仮設材賃料及び仮設材等の運搬費等の積算を適正に行うべきもの 東区千早5丁目地内φ800mm配水管布設工事 [No.3] (契約金額7,116万5,600円) 本工事は下原配水場と松崎配水場の相互融通による配水強化を目的とした配水管布設工事である。 管布設土工の積算において、別途仮	今回の監査の指摘を受け、所管課である整備推進課が改定した設計積算チェックリストを用いてチェック体制を強化するとともに、令和6年4月に課内研修を実施し、所属職員へ周知徹底を行うことで再発防止を図っている。

設工（立坑工）で土工量を計上していたにもかかわらず、管布設土工の土工量に合算して積算を行っていた。 また、仮設材質料の積算において、数量の算出を誤っていた。 その結果、過大な積算となっていた。 さらに、仮設材等の運搬費等の積算においても、数量の算出を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （東部管整備課）	
C 産業廃棄物運搬費の積算を適正に行うべきもの 東区大字弘地内配水管布設工事〔No. 7〕 （契約金額8,569万円） 本工事は耐震ネットワークを目的とした配水管布設工事である。 産業廃棄物運搬費の積算において、水道事業実務必携による施工単価を適用すべきところ、誤って土木工事標準積算基準書による施工単価を適用し、さらに積算条件の適用を誤った結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （東部管整備課）	今回の監査の指摘を受け、所管課である整備推進課が改定した設計積算チェックリストを用いてチェック体制を強化するとともに、令和6年4月に課内研修を実施し、所属職員へ周知徹底を行うことで再発防止を図っている。
D ガス切断工及び仮設材等の運搬費等の積算を適正に行うべきもの 東区馬出4丁目地内工業用配水管布設工事〔総合評価〕〔No. 8〕 （契約金額1億6,321万4,700円） 本工事は工業用配水管の老朽化に伴い更新を行う配水管布設工事である。 土留工に使用する鋼矢板1本もののうち、一部を撤去しないで埋設するものとして、鋼矢板のガス切断工を計上	今回の監査の指摘を受け、所管課である整備推進課が改定した設計積算チェックリストを用いてチェック体制を強化するとともに、令和6年4月に課内研修を実施し、所属職員へ周知徹底を行うことで再発防止を図っている。

していたが、その積算において、ガス切断箇所の数量の算出を誤っていた。 また、仮設材等の運搬費等の積算においても、数量の算出を誤っていた。 その結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (中部管整備課)	
E 時間的制約の補正、路面本復旧工及び運搬費等の積算を適正に行うべきものの 博多区上牟田1、2丁目地内工業用配水管布設工事〔総合評価〕[No.11] (契約金額2億864万300円) 本工事は工業用配水管の老朽化に伴い更新を行う配水管布設工事である。 本工事において標準作業時間を確保することができないとして、時間的制約を受ける夜間工事の積算(労務費の補正割増しの適用)を行っていたが、一部の工種について補正割増しを適用しなかった結果、過小な積算となっていた。 また、切削オーバーレイ工(路面本復旧工)の積算において、締固め後密度の適用を誤っていた。 さらに、仮設材等の運搬費等の積算においても、数量の算出を誤っていた。 その結果、過大な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 (中部管整備課)	今回の監査の指摘を受け、所管課である整備推進課が改定した設計積算チェックリストを用いてチェック体制を強化するとともに、令和6年4月に課内研修を実施し、所属職員へ周知徹底を行うことで再発防止を図っている。

7 監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年11月5日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月9日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	高 木 勝 利
同	水 町 博 之
同	千々松 英 樹

1 監査報告と措置の件数

6 監査公表第4号（令和6年5月23日付 福岡市公報第7054号（別冊）公表）分
…1件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（出資団体監査）

（工事監査）

1 公益財団法人ふくおか環境財団

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 共通費の算定を適正に行うべきもの 葬祭場 火葬炉設備修理 [No.3] （契約金額6,050万円） 本工事は葬祭場における火葬炉設備の修理を行うものである。 共通費の算定において、「葬祭場設計積算要領（工事・修理編）」によると、支給品は共通費の算定対象であるが、誤って対象外として算定した結果、過小な積算となっていた。 今後は、適正な積算に努められたい。 （管理課）	積算要領に基づき、合规性、正確性に注意して積算・精査を行うことについて、令和6年1月、3月の課内会議で再度周知を行うとともに、令和6年3月、5月、6月に積算・精査・施工管理に関する研修を積算要領や「誤りやすい事例集（工事監査編）」等を用いて実施した。 今後も定期的に研修等を実施することにより、再発防止に努めていく。

7 外部監査公表第1号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、令和6年9月30日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月9日

福岡市監査委員	阿 部 真之助
同	高 木 勝 利
同	水 町 博 之

同

千々松 英 樹

1 監査報告と措置の件数

- 2 外部監査公表第1号（令和2年4月2日付 福岡市公報第6662号公表）分
（福岡市学校教育に関する財務事務について）・・・1件
- 5 外部監査公表第1号（令和5年3月27日付 福岡市公報第6944号（別冊）公表）分
（補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について）・・・2件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

- 2 外部監査公表第1号（令和2年4月2日付 福岡市公報第6662号公表）分
（福岡市学校教育に関する財務事務について）

IV. 財務事務における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果

- (1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
【意見IV-1-(1)-30】PFI事業開始時に算定されたLCCの検証について PFI事業である第1給食センター整備運営事業及び第2給食センター整備運営事業の運営期間は14.7年であり、自治体が実施した場合のPSCとPFI事業によるLCCがPFI事業計画時に試算されている。 第1給食センター整備運営事業のPSCの現在価値は10,894百万円でLCCの現在価値は8,204百万円であるから、差額の2,689百万円がコストカット効果であり、VFMとなる。第2給食センター整備運営事業のPSCの現在価値は10,946百万円でLCCの現在価値は9,653百万円であるから、差額の1,292百万円がコストカット効果であり、VFMとなる。 このVFMは、PFI事業の計画時に算定されたもので重要なのは、事業開始後、実際にLCCが計画どおりであったかどうかの検証である。 福岡市では、LCCのうち、支出の「サービス対価」とされる部分について、SPCである株式会社福岡市第1学校給食	LCCの検証については、一部のみではなく収入と収支を含め、PFI事業開始時のVFMが実現できたかどうかについて、PFI事業終了の3年前を目途に検証を行うことを、令和5年度末に決定した。 ※PFI：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法 ※LCC：プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと ※PSC：自治体がPFIの対象となった事業を、自ら実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担の見込額を現在価値に算定しなおしたもの ※VFM：コストカット効果 ※SPC：特定目的会社 特定事業を実施することを目的として設立された会社 ※PFI事業終了時期 第1給食センター：令和11年3月末 第2給食センター：令和13年3月末

サービスと株式会社福岡市第2学校給食サービスの財務書類等を毎年度モニタリングしている。

しかし、LCCのうち、収入と「サービス対価」以外の支出については、これまでモニタリングされておらず、現状では実施予定もないとのことであった。

サービス対価以外にもアドバイザー費用やモニタリング費用、食器調達・更新費、廃棄物処理費がかかっており、VFMの把握に影響がある事業所税や法人税などの収入項目も可能な範囲で把握し、LCC全体として計画通りであったか、事業期間終了に際しては検証することが望ましい。

(改善提案)

給食センターの整備運営をPFI事業としたことによるVFMはPSCとLCCの比較によって算定されている。PSCは予測数値であることから、実際の数値を算定することは出来ないが、PFI事業のLCCについては、実際に設備投資にかかった費用やその後の運営費用から算定することは可能である。給食センターはPFI事業終了後も継続していくことから、終了に際しては事業期間全体のLCCが計画どおりであったかを検討し、次期事業のために対策を取ることが望ましい。

その際、LCCの検証については一部のみにではなく、収入と支出を含めて検証が必要であり、PFI事業開始時のVFMが実現できたかどうかの視点で検証を行われたい。

(教育委員会給食運営課)

第3 給食センター：令和17年3月末

5 外部監査公表第1号（令和5年3月27日付 福岡市公報第6944号（別冊）公表）分
（補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について）

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

3 監査の結果及び意見（各論）

(5) 保健医療局

監 査 の 結 果	措置の状況及び市の見解
⑤ (結果) 間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について 【指摘事項】 間接補助の場合の配布基準は上記の規定のみである(報告書285P参照)。上記規定は、1団体当たり一事業内容につき100千円という上限の定めしかなく、どのような場合に、何を目的として間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない。そのため、本補助金交付要綱上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくらの補助金を支払うのか等も福岡市医師会に一任されている。 間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て福岡市医師会に委ねていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。 よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を適当とする場合であっても、分配基準としての上限額以外に、交付基準や交付先における配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。 (地域医療課)	間接補助について、福岡市医師会と協議した結果、令和6年度以降の要綱において間接補助の規定を削除した。
④ (結果) 間接補助の場合の基準の明確化及び具体化について 【指摘事項】 間接補助の場合の配布基準は上記の規定のみである(報告書290P参照)。上記規定は、1団体当たり一事業内容につき200千円という上限の定めしかなく、どのような場合に、何を目的として間接補助を行うのかという基準に関する定めがなされていない	間接補助について、福岡市薬剤師会と協議した結果、令和6年度以降の要綱において間接補助の規定を削除した。

い。そのため、本補助金交付要綱上は間接補助を行うかどうか、どのような団体のどのような事業に上限額の範囲内でいくらの補助金を支払うのか等も福岡市薬剤師会に一任されている。

間接補助を認める際に、交付の可否、交付先、交付対象事業等を全て福岡市薬剤師会に委ねていることは、当該団体の方針や運用次第では市税を原資とする補助金が本補助金交付要綱の趣旨から逸脱した取扱いがなされる可能性も否定できない。

よって、市の事務軽減や補助金の趣旨等から間接補助を適当とする場合であっても、分配基準としての上限額以外に、交付基準や交付先における配布基準や審査基準等の明確化及び具体化を行うべきである。

(医薬務・衛生推進課)

